

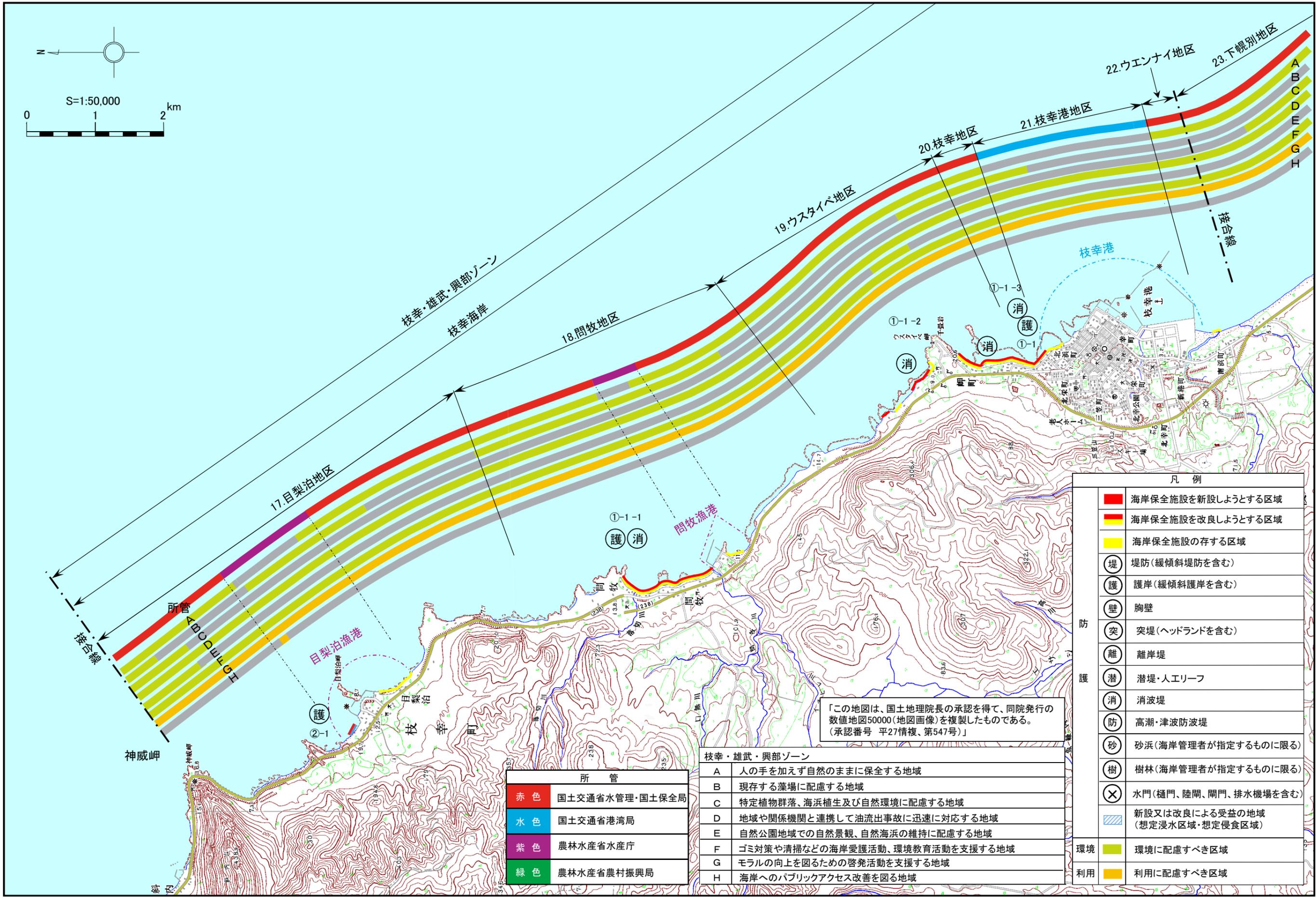
# 海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本

北見沿岸

枝幸・雄武・興部ゾーン【神威岬（浜頓別町・枝幸町界）～紋別港港湾区域東端（紋別市）】

ゾーン区分	課題		海岸の保全に関する事項		海岸保全施設の整備に関する事項													維持又は修繕の方法					
	図面番号	大項目 番号	小項目 事項	現状の問題点	海岸保全の方向・施策	区域					種類	規模(現況)		規模(計画)		受益の地域及びその状況							
						市町村名	地区番号	地区名	計画区域	所管省区分		区域番号	延長等	天端高(T.P.m)		延長等	天端高(T.P.m)		地域	状況			
														下段()内は設計津波水位	延長等		下段()内は設計津波水位				延長等		
新設「◎」 改良「○」 現況「-」	延長等	延長等	延長等	延長等																			
枝幸・雄武・興部ゾーン	1/7	防護	① 海岸保全施設の効果の維持	●波浪による越波被害	●施設の新設及び既存施設の効果維持を図る。	枝幸町	18	間牧	間牧地先	水管理・国土保全局	①-1-1	護岸	○	1,450	+2.0~+3.5	1,450	+3.0~+4.5	枝幸町の一部	住宅地、倉庫	現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。			
									消波堤	-		400	+2.3~+3.4	400	+2.3~+3.4	住宅地、倉庫	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。						
									間牧漁港	間牧地先		水産庁	◎	-	-	950	+2.3~+3.4		住宅地、倉庫	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。			
									護岸	-		347		+3.0	347	+3.0	住宅地、倉庫		現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。				
									19	ウスタイベ		ウスタイベ地先		水管理・国土保全局	◎	-	-		1,300	+2.3~+3.4	住宅地、倉庫	現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
																							消波堤
									20	枝幸		枝幸地先		水管理・国土保全局	◎	-	2基40		+2.1	2基40	+2.1	住宅地、倉庫	現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。
									21	本港		北浜町地先～本町地先		港湾局	◎	-	-		660	+3.1	住宅地	現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
																							護岸
									22	ウエンナイ		ウエンナイ地先		水管理・国土保全局	◎	-	-		550	+5.0	住宅地	現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
																							消波堤
									24	岡島		岡島地先		水管理・国土保全局	◎	-	-		340	-1.5~+1.6	住宅地、倉庫	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
																							消波堤
									25	徳志別		徳志別地先		水管理・国土保全局	◎	-	-		210	+4.6	住宅地	現在行っている日常巡視に加え、今後策定する長寿命化計画に従い点検を実施し、適切な維持・修繕を行う。	
																							消波堤
									26	山臼		山臼地先		水管理・国土保全局	◎	-	-		510	+3.8~+4.8	住宅地、倉庫	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
																							消波堤
									27	乙忠部		乙忠部地先		水管理・国土保全局	◎	-	-		290	+3.1~+3.8	住宅地、倉庫	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
																							消波堤
									28	風烈布		風烈布地先		水管理・国土保全局	◎	-	-		2,700	+5.4~5.7	住宅地、原野	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
																							消波堤
									29	音標		音標地先		水管理・国土保全局	◎	-	-		200	+5.0	原野・住宅地	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。	
																							消波堤
30	音標漁港	音標1地先	水産庁	◎	-	-	133	+5.0	原野・道路・住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-		290	+3.5	290	+3.5	住宅地、倉庫	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。				
31	幌内漁港	幌内地先	水産庁	◎	-	-	767	+3.7~+4.0	原野・道路・住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	290	+3.5	290	+3.5	住宅地、倉庫	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。					
32	北雄武	北雄武地先	水管理・国土保全局	◎	-	-	140	+3.4	住宅地、道路	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	90	+2.8	90	+2.8	住宅地、倉庫	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。					
33	元福布漁港	元福布地先	水産庁	◎	-	-	60	+2.0	住宅地、道路	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	1基120	+2.0	1基120	+2.0	住宅地、倉庫	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
34	雄武	雄武地先	水管理・国土保全局	◎	-	-	138	+5.0	住宅地	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	2基120	+2.1	2基120	+2.1	雄武町の一部	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。					
35	雄武	雄武地先	水管理・国土保全局	◎	-	-	4,750	+3.4	住宅地、道路	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	290	+3.5	290	+3.5	住宅地、倉庫	現在行っている日常巡視(月1回の通常、年1回の定期、異常時ハトロール)により、適切な維持・修繕を行う。					
36	雄武	雄武地先	水産庁	◎	-	-	60	+2.0	住宅地、道路	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	138	+5.0	138	+6.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
37	雄武	雄武地先	水産庁	◎	-	-	365	+4.9~+5.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	365	+4.9~+5.0	365	+4.9~+5.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
38	雄武	雄武地先	水産庁	◎	-	-	60	+2.0	住宅地、道路	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	138	+5.0	138	+6.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
39	雄武	雄武地先	水産庁	◎	-	-	60	+2.0	住宅地、道路	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	138	+5.0	138	+6.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
40	雄武	雄武地先	水産庁	◎	-	-	60	+2.0	住宅地、道路	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	138	+5.0	138	+6.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
41	雄武	雄武地先	水産庁	◎	-	-	60	+2.0	住宅地、道路	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	138	+5.0	138	+6.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
42	雄武	雄武地先	水産庁	◎	-	-	60	+2.0	住宅地、道路	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	138	+5.0	138	+6.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
43	雄武	雄武地先	水産庁	◎	-	-	60	+2.0	住宅地、道路	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	138	+5.0	138	+6.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
44	雄武	雄武地先	水産庁	◎	-	-	60	+2.0	住宅地、道路	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	138	+5.0	138	+6.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
45	雄武	雄武地先	水産庁	◎	-	-	60	+2.0	住宅地、道路	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	138	+5.0	138	+6.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
46	雄武	雄武地先	水産庁	◎	-	-	60	+2.0	住宅地、道路	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	138	+5.0	138	+6.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
47	雄武	雄武地先	水産庁	◎	-	-	60	+2.0	住宅地、道路	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	138	+5.0	138	+6.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
48	雄武	雄武地先	水産庁	◎	-	-	60	+2.0	住宅地、道路	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	138	+5.0	138	+6.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
49	雄武	雄武地先	水産庁	◎	-	-	60	+2.0	住宅地、道路	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	138	+5.0	138	+6.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					
50	雄武	雄武地先	水産庁	◎	-	-	60	+2.0	住宅地、道路	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。													
											消波堤	-	138	+5.0	138	+6.0	住宅地	現在行っている漁港施設等のハトロール体制により適切な維持・修繕を行う。					





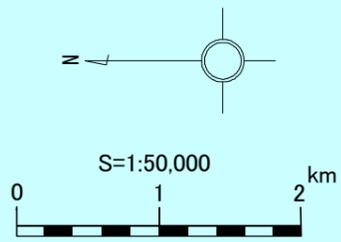
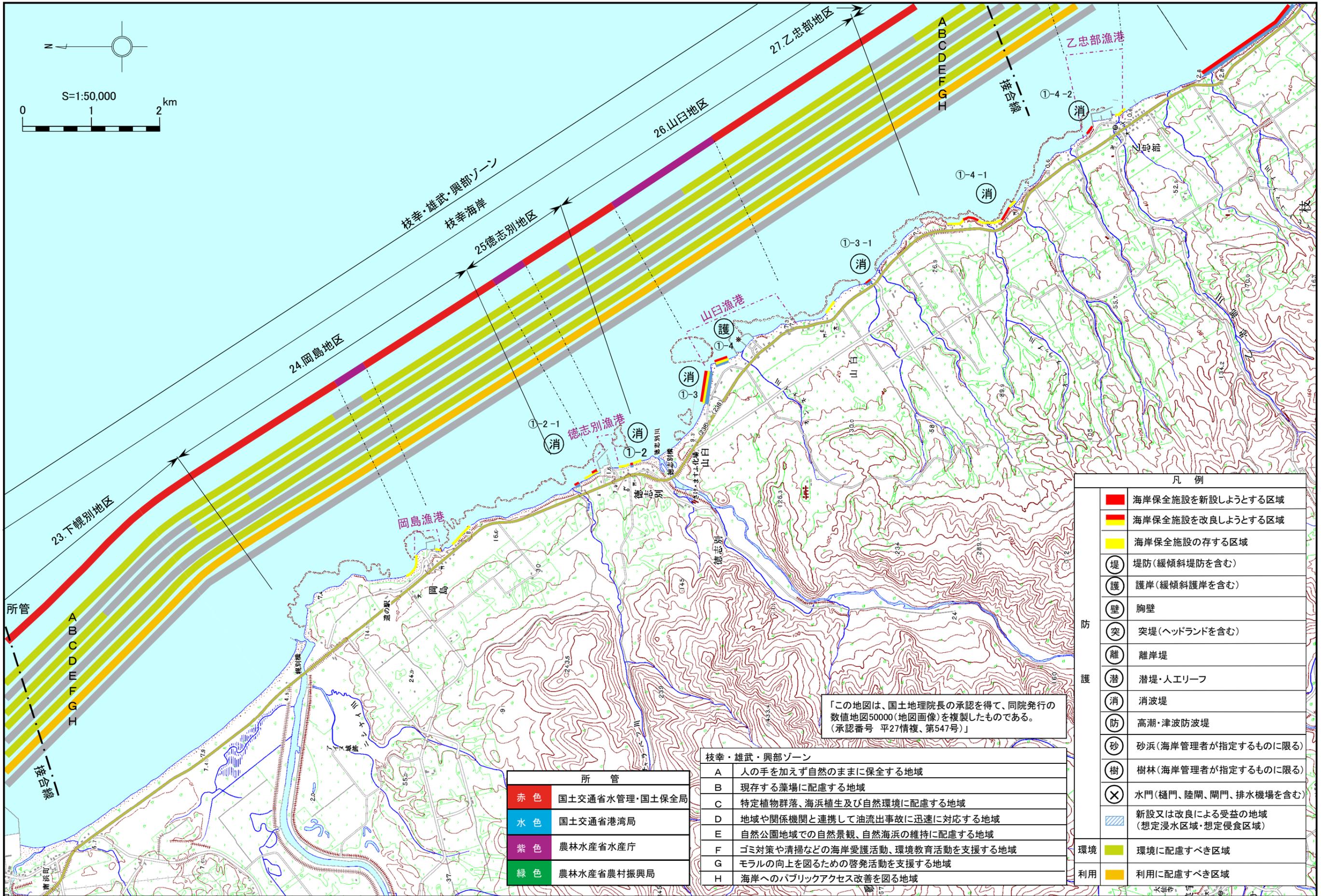
「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第547号)」

所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

枝幸・雄武・興部ゾーン	
A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	特定植物群落、海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域

枝幸・雄武・興部ゾーン 図面番号 1/7



凡例

	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域(想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。(承認番号 平27情複、第547号)」

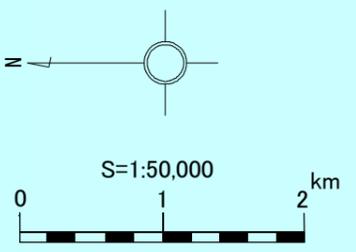
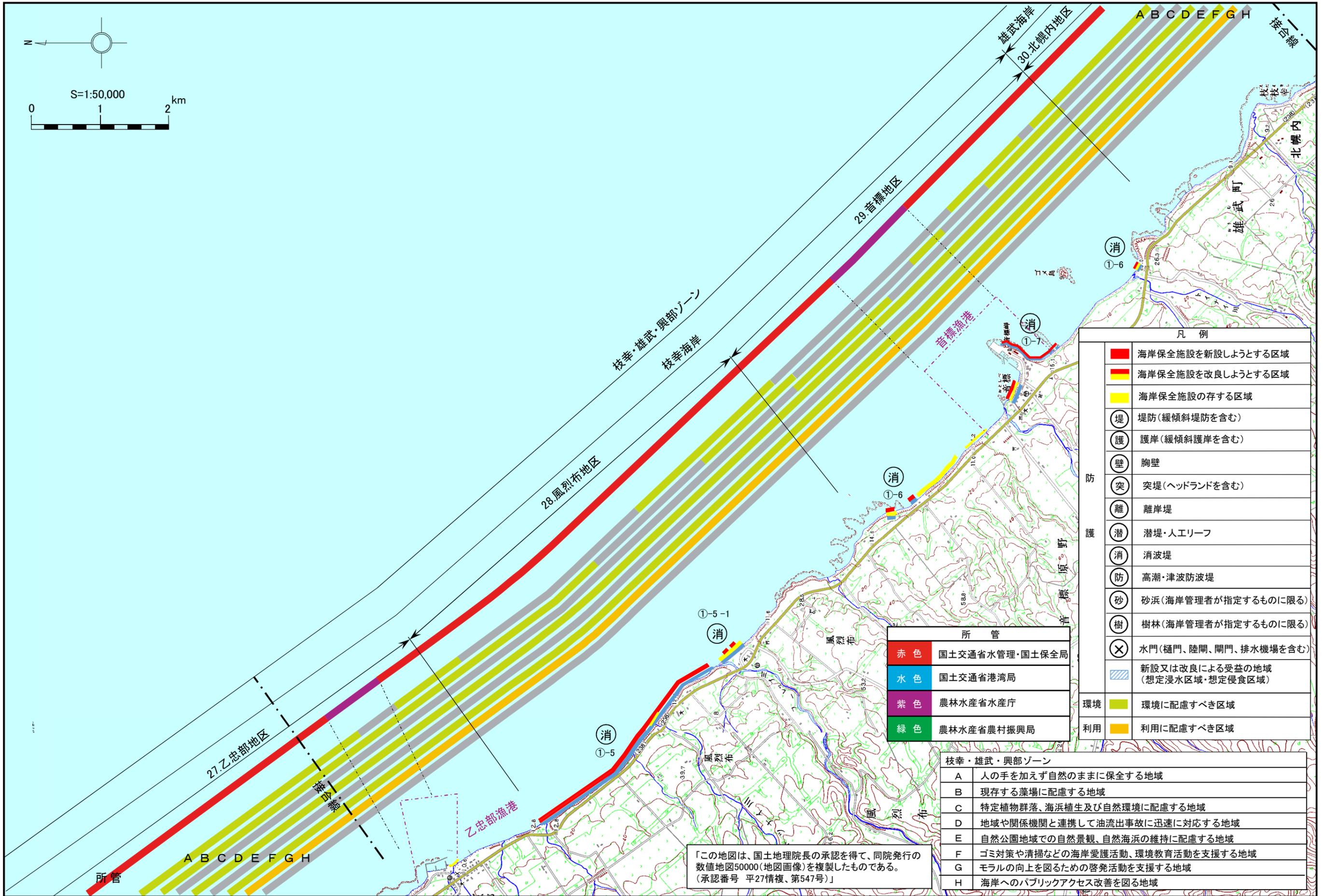
所管

赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

枝幸・雄武・興部ゾーン

A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	特定植物群落、海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

枝幸・雄武・興部ゾーン 図面番号 2/7



凡例

<span style="color: red;">■</span>	海岸保全施設を新設しようとする区域
<span style="color: orange;">■</span>	海岸保全施設を改良しようとする区域
<span style="color: yellow;">■</span>	海岸保全施設の存する区域
Ⓜ	堤防(緩傾斜堤防を含む)
Ⓝ	護岸(緩傾斜護岸を含む)
Ⓢ	胸壁
Ⓣ	突堤(ヘッドランドを含む)
Ⓝ	離岸堤
Ⓢ	潜堤・人工リーフ
Ⓢ	消波堤
Ⓢ	高潮・津波防波堤
Ⓢ	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
Ⓢ	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
Ⓢ	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
<span style="color: blue;">▨</span>	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
環境	<span style="color: green;">■</span> 環境に配慮すべき区域
利用	<span style="color: orange;">■</span> 利用に配慮すべき区域

所管

赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

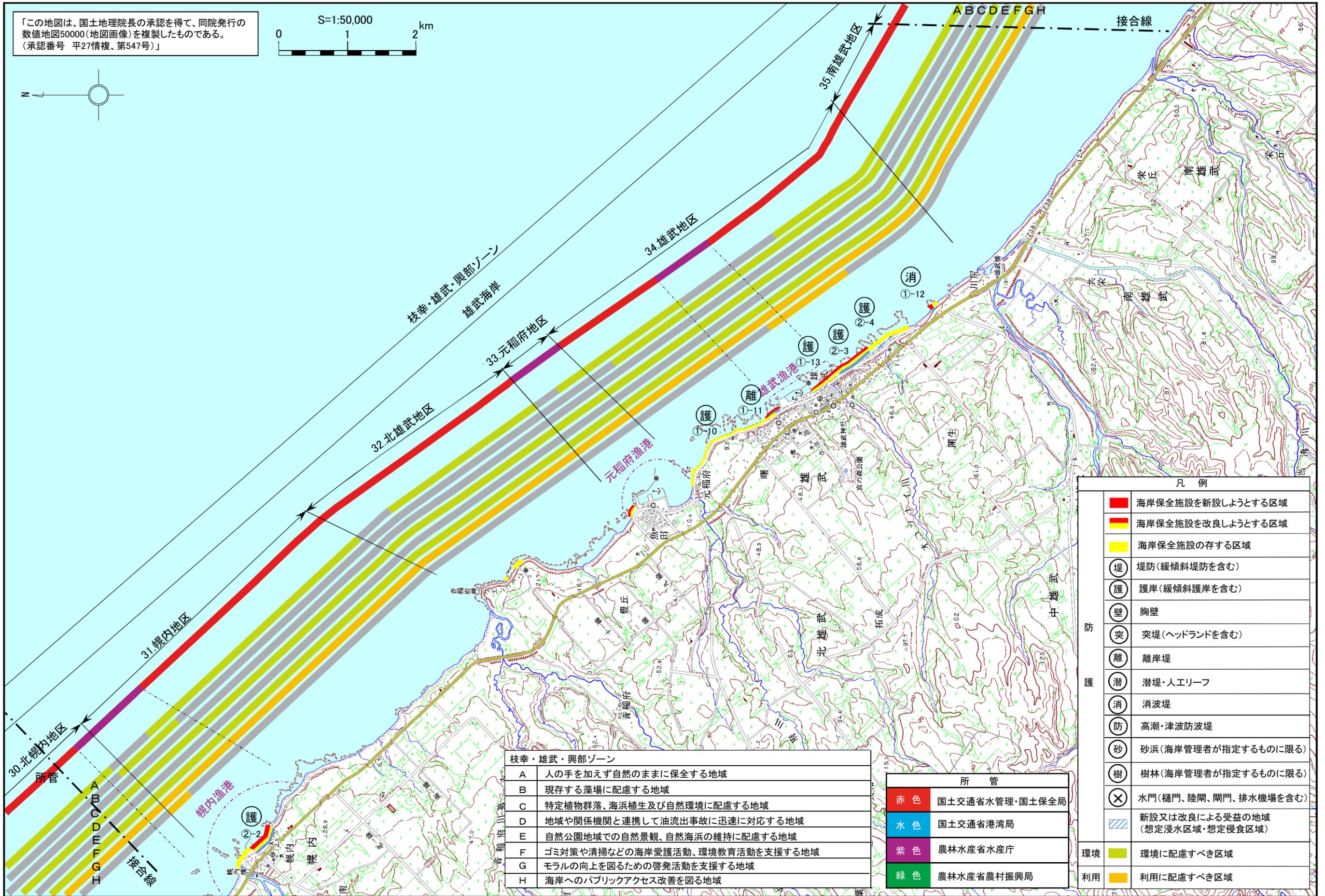
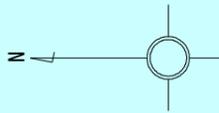
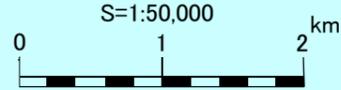
枝幸・雄武・興部ゾーン

A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	特定植物群落、海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の数値地図50000(地図画像)を複製したものである。  
(承認番号 平27情複、第547号)」

枝幸・雄武・興部ゾーン 図面番号 3/7

「この地図は、国土地理院長の承認を得て、同院発行の  
 数値地図50000(地図画像)を複製したものである。  
 (承認番号 平27情複、第547号)」



枝幸・雄武・興部ゾーン	
A	人の手を加えず自然のままに保全する地域
B	現存する藻場に配慮する地域
C	特定植物群落、海浜植生及び自然環境に配慮する地域
D	地域や関係機関と連携して油流出事故に迅速に対応する地域
E	自然公園地域での自然景観、自然海浜の維持に配慮する地域
F	ゴミ対策や清掃などの海岸愛護活動、環境教育活動を支援する地域
G	モラルの向上を図るための啓発活動を支援する地域
H	海岸へのパブリックアクセス改善を図る地域

所管	
赤色	国土交通省水管理・国土保全局
水色	国土交通省港湾局
紫色	農林水産省水産庁
緑色	農林水産省農村振興局

凡例	
	海岸保全施設を新設しようとする区域
	海岸保全施設を改良しようとする区域
	海岸保全施設の存する区域
	堤防(緩傾斜堤防を含む)
	護岸(緩傾斜護岸を含む)
	胸壁
	突堤(ヘッドランドを含む)
	離岸堤
	潜堤・人工リーフ
	消波堤
	高潮・津波防波堤
	砂浜(海岸管理者が指定するものに限る)
	樹林(海岸管理者が指定するものに限る)
	水門(樋門、陸閘、閘門、排水機場を含む)
	新設又は改良による受益の地域 (想定浸水区域・想定侵食区域)
	環境に配慮すべき区域
	利用に配慮すべき区域